

だい じ ひがしやまとし
第3次東大和市

しょう がい しゃ そう ごう
障害者総合プラン

だい じ ひがしやまとし しょう がい しゃ けい かく
第6次東大和市障害者計画

だい き ひがしやまとし しょう がい ぶく し けい かく
第7期東大和市障害福祉計画

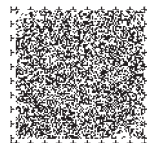
だい き ひがしやまとし しょう がい じ ぶく し けい かく
第3期東大和市障害児福祉計画

ばん
わかりやすい版



れいわ ねんど れいわ ねんど
令和6年度～令和8年度

れいわ ねん がつ
令和6年3月
ひがしやまとし
東大和市



1 第3次障害者総合プランとは

(1) 3つの計画を合わせてひとつの計画になっています

第6次東大和市 障害者計画

障害者基本法に基づいて市が策定する、市の障害のある人のための施策の基本的な計画です。

第7期東大和市 障害福祉計画

障害者総合支援法に基づいて、障害福祉サービスなどの利用の見込量とサービス提供体制の確保の方策などについて、市が定める計画です。

第3期東大和市 障害児福祉計画

児童福祉法に基づいて、障害児通所支援などの利用の見込量とサービス提供体制の確保の方策などについて、市が定める計画です。

(2) 計画の期間

この計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間です。

(3) 計画策定の背景

▶ 国の様々な法律や施策に関係しています。

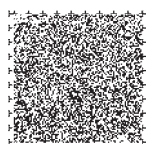
- 障害者基本法
- 障害者総合支援法
- 障害者虐待防止法
- 障害者差別解消法
- 障害者権利条約の批准と様々な法律の整備
- 地域包括ケア強化法と共生型サービスの創設
- 障害のある人の社会参加を支える新たな法の施行



▶ 国と東京都の計画と基本方針を踏まえて策定します。

▶ 東大和市が策定する他の計画等とも調和を図ります。

- 第三次基本構想・第五次基本計画
- 子ども・子育て未来プラン
- 健幸都市の実現に向けた東大和市健康寿命延伸取組方針
- 地域福祉計画ほか福祉分野の計画
- SDGs(持続可能な開発目標)の達成に向けて



2 障害のある人の状況

(1) 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数(身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人)は、毎年50人前後増加しており、今後もしばらくの間、増加していくことが予測されます。

なお、障害者基本法等で規定された「障害」の範囲には、発達障害や難病などに起因する障害もあり、これらの人を加えると、実際の障害のある人の数は、さらに増えるものと思われます。

(2) 身体障害のある人

令和4年度の身体障害者手帳所持者は2,528人で、近年、総数は微減しています。年齢別では、65歳以上の人

が全体の70%を占めています。障害別では、令和5年3月末現在、肢体不自由が1,219人で全体の48.2%、次いで内部障害が848人で33.5%を占めています。等級別では、1級・2級の重度障害者が1,252人で全体の49.5%を占めています。

(3) 知的障害のある人

令和4年度の愛の手帳所持者は830人で、総数は前年比13人(1.6%)の増加、平成29年度からは103人(14.2%)増えています。

等級別では、4度(軽度)の人は73人増えており、増加傾向にあります。

(4) 精神障害のある人

令和4年度の精神障害者保健福祉手帳所持者は1,083人で、平成29年度から令和4年度の5年間で、326人(43.1%)の増加となっています。

また、自立支援医療(精神通院)受給者は手帳所持者より多く、5年間では377人(25.4%)増加しています。

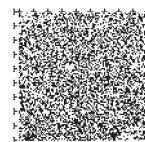
(5) 難病患者

難病等医療費助成申請受理件数は横ばいで推移しており、令和4年度の受理件数は1,225件となっています。また、令和4年度の難病患者福祉手当受給者数は346人となっています。

(6) 支援が必要な子ども

市内の保育園における障害児等保育の対象児童数、やまとあけぼの学園(児童発達支援)の在籍児童数は、令和4年度は合計で76人となっています。

また、市内の小学校、中学校には特別支援学級と通級指導学級が設置されており、特に小学校における通級指導学級利用児童数は増加傾向にあります。



3 計画の理念と目標

令和3年3月に策定した第2次東大和市障害者総合プランでは、計画の理念を次のように定めました。

『障害のある人もない人も、お互いを尊重し、ともにつろう、共生のまち東大和』

これは、障害者基本法第1条に掲げられた理念を基本としつつ、障害のある人を含む地域に暮らす全ての人が支え合う仕組みの構築をめざしたものです。

令和4年9月の障害者権利条約に係る国連の障害者権利委員会による勧告、令和5年3月に策定された第5次障害者基本計画、さらには令和6年4月に施行される障害のある人の福祉に関する各改正法を踏まえると、障害のある人が住み慣れた地域で、いつまでも暮らし続けられることがますます重要であると考えられます。

そのためには、障害の有無にかかわらず、地域を構成するあらゆる市民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを形成し、助けあって暮らし続けられる「地域共生社会」の構築に向けた取組が重要です。

このようなことから、第3次東大和市障害者総合プラン（第6次東大和市障害者計画・第7期東大和市障害福祉計画・第3期東大和市障害児福祉計画）では、現計画の理念を引き継ぎつつ、障害のある人が、住み慣れた地域、この東大和市中、いつまでも暮らし続けられる「共生のまち」をめざして、様々な取組を進めていく必要があるとの観点から、計画の理念を次のように定めます。

『障害のある人が、
住み慣れた地域で、いつまでも暮らし続けられる
「共生のまち」をめざして』

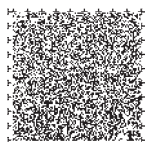
本計画では、理念を実現するために次の4つの目標掲げます。

目標1 自立を支える基盤の整備と充実

目標2 自立を支えるサービスの充実

目標3 ライフステージに対応した支援の充実

目標4 共生社会実現をめざした地域づくり



重点施策

重点施策1 障害のある人の権利擁護、理解促進のための施策

障害のある人の多くは、日常生活で差別や偏見を感じています。共生社会実現のために、障害のある人の権利擁護や、障害のある人への理解促進を進める施策に取り組んでいきます。

主な取り組み

- 障害者差別解消法の周知、法に基づく取組
- 障害のある人への理解促進の取組
- 障害者虐待防止法の周知及び法に基づく取組
- 成年後見制度等、権利擁護事業の周知と利用促進

重点施策2 地域で安心して暮らし続けるための施策

現在、家族と暮らしている人の中には、介護者である家族の高齢化や自身の障害の重度化により、今までのような暮らしを続けられるのが不安に思っている人が多くいます。障害のある人がこれからも地域で安心して暮らし続けるための施策を重点的に進めていきます。

主な取り組み

- 生活介護等の日中活動の場の整備・充実
- グループホームの整備・充実
- 地域生活支援拠点の段階的な整備・機能充実
- 緊急一時保護の拡充、緊急一時支援事業の実施
- 自立体験事業の実施

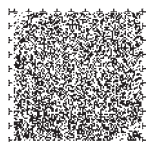


重点施策3 地域共生社会実現のための施策

地域共生社会では、地域で暮らす市民が支え手と受け手にわかれるのではなく、各々が役割を担い、ともに住みやすい“まち”をつくっていくことが重要です。そのために、様々な関係機関の連携を強化することや、障害福祉サービス従事者やボランティア等の人材育成を行うことで、共生社会実現に向けた地域づくり、環境醸成に努めます。

主な取り組み

- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進検討会議での協議
- 障害福祉サービス等従事者の確保・養成
- 障害のある人のためのボランティア育成
- 障害福祉分野以外の関係機関等との連携強化
- 障害のある人の防災・防犯のための自助や共助の取組



4 障害のある人に係る施策の展開

(第6次東大和市障害者計画)

目標1 自立を支える基盤の整備と充実

障害のある人の人権が尊重され、地域で自立した生活を送ることができるよう、差別解消や権利擁護のための施策を推進します。

また、安心した生活を送り、必要なサービスを適切に受けられるよう、その基盤となる相談支援体制の整備、関係機関のネットワーク構築を図ります。

1 障害のある人に対する差別の解消及び権利擁護の推進

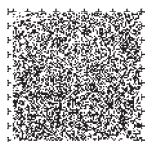
障害の有無に分け隔てられることのない共生社会の実現のため、障害を理由とする差別の解消に努めるとともに、障害のある人が自らの権利を適切に行使できるよう、権利擁護事業の利用を推進します。また、障害のある人への虐待防止対策に取り組みます。

- 主な取組 1-1 障害者差別解消法に基づく取組
- 1-2 障害者虐待防止対策の実施
- 1-3 障害のある人の意思決定支援の推進

2 相談支援体制の充実

身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人への相談支援体制を充実させるとともに、高次脳機能障害のある人や難病患者等への相談体制の整備、必要な施策の検討を進めます。

- 主な取組 2-1 障害のある人への総合的な相談支援の実施
- 2-2 身体・知的障害者相談員の設置
- 2-3 精神保健福祉相談(一般相談)
- 2-4 高次脳機能障害のある人の相談支援の充実
- 2-5 難病患者の相談支援の充実
- 2-6 発達障害のある人の相談支援の充実
- 2-7 障害のある児童の相談支援の充実
- 2-8 障害のある人の介護者への相談支援の充実



3 関係機関のネットワーク構築

障害のある人の地域生活における課題を解決し、ニーズに応えるために、相談支援機関、福祉サービス事業所、医療・教育関係者等のネットワークを重層的に構築することをめざします。

主な
取組

- 3-1 地域自立支援協議会の設置・運営
- 3-2 地域生活支援拠点の整備・充実
- 3-3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進会議の設置・運営
- 3-4 精神保健福祉関係者連絡会等の開催
- 3-5 事業所連絡会の設置・運営

目標2 自立を支えるサービスの充実

障害者総合支援法に基づいた障害福祉サービス等については、障害福祉計画及び障害児福祉計画に基づきサービス提供体制の整備に努めます。

その他、障害のある人が地域で自立した生活を送るために、日常生活支援、情報・コミュニケーション支援、移動・外出の支援、医療に係る支援、経済的支援等の充実に努めます。

1 サービス利用支援

障害のある人が、障害者総合支援法に基づく介護給付・訓練等給付をはじめとした各種障害福祉サービスを適切に利用できるよう、周知・情報提供、サービス提供事業所の運営の健全化に係る指導・助言及び支援等を行います。

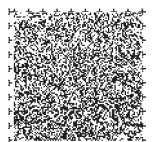
主な
取組

- 1-1 障害福祉サービス等の周知・情報提供
- 1-2 適正な障害支援区分の認定
- 1-3 障害福祉サービスへの苦情対応
- 1-4 サービス事業所への指導検査体制の整備
- 1-5 福祉サービス第三者評価受審への支援
- 1-6 事業所の確保及び障害福祉人材の確保・養成
- 1-7 障害福祉関係職員の研修参加の促進
- 1-8 相談支援事業所の整備・相談支援の質の向上



2 障害者総合支援法に基づく給付費の支給

障害者総合支援法に基づく介護給付費・訓練等給付費を適切に支給します。また、提供体制の確保に努めます。



3 日常生活の支援

障害のある人が、地域で自分らしく豊かに生活することができるよう日常生活を支援します。

主な
取組

- 3-1 寝具乾燥等事業
- 3-2 おむつ支給事業
- 3-3 食事サービス事業
- 3-4 電話料助成事業
- 3-5 重度脳性麻痺者介護事業
- 3-6 身体障害者補助犬の貸与事業
- 3-7 緊急一時保護及び支援事業
- 3-8 自立体験事業



4 情報・コミュニケーションの支援

「全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得または利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。」との障害者基本法の理念に基づき、情報取得やコミュニケーションが困難な人に対して、社会生活を営むための環境整備や障害特性に応じた配慮、支援を行います。

主な
取組

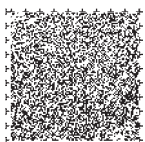
- 4-1 視覚障害・聴覚障害のある人等への情報提供の充実
- 4-2 市主催事業等への手話通訳者の設置
- 4-3 市ホームページにおける情報アクセシビリティの向上
- 4-4 障害特性に応じた投票環境の整備
- 4-5 情報・コミュニケーション支援体制の整備

5 移動・外出のための支援

移動や外出が困難な障害のある人に対して、福祉タクシー、ガソリン費助成等の経済的支援のほか、必要なサービスや制度を整えます。

主な
取組

- 5-1 福祉タクシー事業
- 5-2 ガソリン費助成事業
- 5-3 都営交通無料乗車券の発行



6 医療費助成・補装具費の給付・在宅医療サービスの実施

障害のある人に対し、心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むために提供される必要な医療費や補装具費の給付等を行います。

- | | | |
|----------|------|------------------------|
| 主な
取組 | 6-1 | 自立支援医療(更生医療)給付費の給付 |
| | 6-2 | 自立支援医療(育成医療)給付費の給付 |
| | 6-3 | 自立支援医療(精神通院)医療費助成の申請受理 |
| | 6-4 | 心身障害者(児)医療費助成 |
| | 6-5 | 難病等医療費助成の申請受理 |
| | 6-6 | 小児慢性特定疾病医療費助成の申請受理 |
| | 6-7 | 小児精神障害者入院医療費助成の申請受理 |
| | 6-8 | 補装具費の給付 |
| | 6-9 | 中等度難聴児発達支援事業 |
| | 6-10 | 障害のある人の歯科診療の実施 |

7 手当等の支給

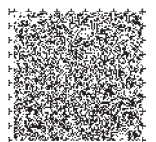
国及び東京都では、在宅の重度障害のある人への援護の一環として、手当等を支給しています。本市では、国・東京都制度の手当等とは別に、市制度の手当を支給し、在宅生活を支援します。また、被爆者健康手帳を所持している人に見舞金を支給します。

- | | | |
|----------|-----|-----------|
| 主な
取組 | 7-1 | 心身障害児福祉手当 |
| | 7-2 | 心身障害者福祉手当 |
| | 7-3 | 難病患者福祉手当 |
| | 7-4 | 原爆被爆者見舞金 |

目標3 ライフステージに対応した支援の充実

障害の早期発見、幼児期や学齢期に必要な支援、就労、地域生活など、障害のある人の年齢に応じて様々な課題があります。それらの課題に応えるために、行政をはじめとした地域の関係機関が連携し、ライフステージに対応した一貫した支援を実施するよう努めます。

また、障害のある人の学習機会を保障し、社会参加のための支援を行います。



1 障害のある子どもへの支援

障害のある児童に対する保育・療育、特別支援教育及び学童保育の充実を図ります。また発達障害のある児童・人の支援体制の構築に努めます。
一貫した支援を行うため、各関係機関の連携を図ります。

主な
取組

- | | | | |
|-----|-----------------------|------|------------------------|
| 1-1 | 発達障害の早期発見と支援 | 1-9 | 障害のある子どもの切れ目のない支援体制の構築 |
| 1-2 | 障害のある児童の保育 | 1-10 | 医療的ケア児の支援体制の整備 |
| 1-3 | 障害のある児童の療育 | | |
| 1-4 | 障害のある児童の学童保育 | | |
| 1-5 | 就学相談の充実 | | |
| 1-6 | 通常学級における障害のある児童・生徒の介助 | | |
| 1-7 | 特別支援教育の推進 | | |
| 1-8 | 都立特別支援学校との連携強化 | | |



2 就労の支援

障害のある人の一般就労の機会を拡大し、経済的に自立した生活を支援します。

主な
取組

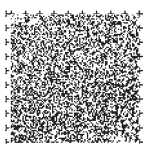
- | | |
|-----|------------------------|
| 2-1 | 就労支援事業の充実 |
| 2-2 | 市役所内実習、職場体験実習 |
| 2-3 | 福祉就労から一般就労への移行促進 |
| 2-4 | 障害者優先調達推進法に基づく調達の推進 |
| 2-5 | 障害者就労施設への支援 |
| 2-6 | 市内事業者における雇用の促進 |
| 2-7 | 市内の農業と連携した障害のある人の就労の促進 |
| 2-8 | 市役所における障害のある人の就労の促進等 |

3 生涯学習と社会参加の支援

障害のある人の学習・スポーツ・レクリエーション等の機会を設けるとともに、その社会参加を支援します。

主な
取組

- | | |
|-----|----------------------------|
| 3-1 | 学習機会の保障 |
| 3-2 | 障害者青年教室の開催 |
| 3-3 | 障害のある人向けの図書館サービス |
| 3-4 | 障害のある人のスポーツ・レクリエーションの普及・啓発 |



目標 4 共生社会実現をめざした地域づくり

真の共生社会実現のためには、障害のある人や障害に対する偏見や差別、社会的障壁(バリア)をなくす必要があります。そのため、障害のある人や障害についての理解と認識を深めるための活動を推進します。

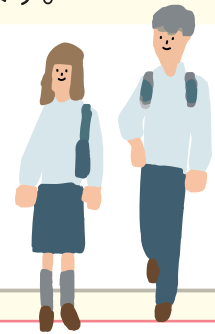
また、共生社会を支えるための人材育成や地域・環境の醸成、障害のある人にとって安全・安心なまちづくりを進め、障害のある人と障害のない人が共に暮らし、学び、働く、インクルーシブな地域社会の形成をめざします。

1 障害のある人への理解促進及び地域におけるインクルージョンの推進

誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の理念の普及を図るとともに、障害のある人への理解を促進し、障害のある人への配慮等について、啓発・広報活動を推進します。その他、様々な場面で、障害のある人の社会参加や包容(インクルージョン)を推進します。

主な取組

- 1-1 障害者週間の周知及び取組
- 1-2 障害のある人への理解のための啓発活動
- 1-3 精神保健福祉普及運動の周知
- 1-4 精神保健講演会の実施
- 1-5 学校における交流及び共同学習等



2 共生社会を支える人材育成、地域・環境の醸成

共生社会を支えるボランティア等の人材育成に取り組むとともに、障害福祉分野以外の関係機関等との連携を強化して、地域・環境の醸成に努めます。

主な取組

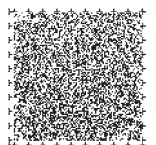
- 2-1 障害のある人のためのボランティアの育成
- 2-2 高齢者ほっと支援センターとの連携
- 2-3 暮らし・しごと応援センターそえるとの連携

3 安全・安心なまちづくり

障害のある人が安全に安心して生活し、社会参加できるように、サービスや制度を整え、障害に配慮したまちづくりを推進するとともに、防災・防犯対策を推進します。また、自助・共助のまちづくりにも取り組みます。

主な取組

- 3-1 救急直接通報システム事業
- 3-2 住宅火災通報システム事業
- 3-3 ヘルプカードを活用した防災・防犯の取組
- 3-4 防災・防犯のための自助や共助の取組
- 3-5 感染症拡大防止等の取組



5 数値目標と確保のための方策

（第7期東大和市障害福祉計画・第3期東大和市障害児福祉計画）

令和8年度の数値目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

障害者支援施設の入所者が、施設を退所し、地域生活へ移行することを進めます。

- 令和6年度から令和8年度末までの間に4人が地域生活へ移行することをめざします。
- 令和4年度末の施設入所者数51人を、令和8年度末までに48人にすることをめざします。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

入院中の精神障害のある人の地域移行に関する目標値は、都道府県が設定します。

市では、「東大和市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進会議」で体制構築に向けた協議を進めて、目標値の達成をめざします。

(3) 地域生活支援の充実

令和2年度に、東大和市総合福祉センターは～とふる、東大和市地域生活支援センターウエルカム及び市を基幹相談支援センターに位置づけた上で、各所にコーディネーターを配置し、地域生活支援拠点「ういずねっとi」を整備しました。今後、順次機能の充実を図るとともに、「地域生活支援拠点連絡会議」により、事業の進行管理、関係機関への周知・連携構築等を行います。

また、強度行動障害を有する者の状況や支援ニーズの把握に努め、支援体制の検討等を順次進めていきます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

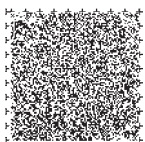
- 福祉施設からの一般就労移行者数を、令和3年度の14人から18人に増やすことをめざします。

- 総合福祉センターは～とふるにおける一般就労移行率5割以上をめざします。

- 就労定着支援事業所の利用者数を、令和3年度の12人から17人に増やすことをめざします。

- 就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合については、市内に就労定着支援事業所がないため、見込量の設定は行いません。

- 区市町村障害者就労支援事業による一般就労者数を、令和3年度の29人から35人に増やすことをめざします。



(5) 障害児支援の提供体制の整備等

- 令和6年度から開設される児童発達支援センターにおいて、国の基本指針に定められた役割を果たすよう努めます。また、市内の児童発達支援事業所には、保育所等訪問支援の実施を促します。
- 令和4年度末時点で、児童発達支援事業所1か所、放課後等デイサービス事業所3か所が設置されています。今後も対象児童のニーズ把握等を行い、必要なサービス提供体制を確保します。
- 保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関による協議の場については、庁内の関係部署の連携を図りながら、設置について検討します。
- 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置については、当面、行政職員、相談支援や訪問看護事業所職員等に対して、コーディネーター養成の研修受講を促し、配置について検討します。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

令和2年度から、総合福祉センターは～とふる、地域生活支援センターウエルカム及び市を地域における相談支援の中核的な役割を担う機関である基幹相談支援センターと位置づけて、コーディネーターとして専門的職員を配置しました。基幹相談支援センターにおいて総合的・専門的な相談支援、地域の相談支援体制の強化の取組等を実施しています。

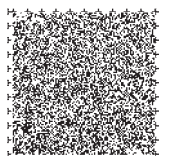
障害福祉サービス等の利用者の増加に比べて、相談支援事業所、相談支援専門員が不足しているため、充足を図るとともに、基幹相談支援センター及び地域自立支援協議会相談部会の活動を通して、相談支援専門員の資質向上を図ること等により、地域の相談支援体制の強化を図ります。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

東京都、東京都心身障害者福祉センター、多摩総合精神保健福祉センター等で開催される専門的研修に、市職員が積極的に参加します。

障害者自立支援審査支払等システム等の審査結果を活用し、例月の請求審査において、請求の適正化を図ります。

東京都が実施する指導監査結果については、当面、市において分析や活用に取り組み、関係市町村との共有体制については今後検討します。



しょうがい ふくし とく みこみりょう
障害福祉サービス等の見込量

ほうもんけい
(1) 訪問系サービス

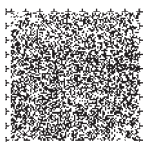
		れいわ ねんど 令和4年度 じっせき の実績	れいわ ねんど 令和8年度 みこみ の見込
きょたくかいご じゅうどほうもんかいご どうこうえんご 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、 こうどうえんご じゅうどしょうがいしゃとうほうかつしえん 行動援護、重度障害者等包括支援	げつ あ りょうしゃすう 1か月当たりの利用者数、 りょうじかんすう 利用時間数	にん 234人 じかん 6,364時間	にん 298人 じかん 8,800時間

にっちゅうかつ どうけい
(2) 日中活動系サービス

		れいわ ねんど 令和4年度 じっせき の実績	れいわ ねんど 令和8年度 みこみ の見込
せいかつかいご 生活介護	げつ あ りょうしゃすう 1か月当たりの利用者数	にん 201人	にん 238人
じりつくんれん 自立訓練		にん 26人	にん 39人
しゅうろうせんたくしえん 就労選択支援		—	にん 7人
しゅうろういこうしえん 就労移行支援		にん 32人	にん 58人
しゅうろうけいぞくしえん がた 就労継続支援A型		にん 17人	にん 22人
しゅうろうけいぞくしえん がた 就労継続支援B型		にん 301人	にん 335人
しゅうろうていちゃくしえん 就労定着支援		にん 12人	にん 17人
りょうようかいご 療養介護		にん 12人	にん 12人
たんきにゅうしょ ふくしがた 短期入所(福祉型)	げつ あ りょうしゃすう 1か月当たりの利用者数、 りょうにっすう 利用日数	にん 47人 にち 247日	にん 63人 にち 400日
たんきにゅうしょ いりょうがた 短期入所(医療型)		にん 16人 にち 145日	にん 31人 にち 200日

きょじゅうけい
(3) 居住系サービス

		れいわ ねんど 令和4年度 じっせき の実績	れいわ ねんど 令和8年度 みこみ の見込
きょうどうせいかつえんじょ 共同生活援助(グループホーム)	げつ あ りょうしゃすう 1か月当たりの利用者数	にん 140人	にん 189人
しせつにゅうしょしえん 施設入所支援		にん 51人	にん 48人
じりつせいかつえんじょ 自立生活援助		にん 0人	にん 7人
ちいきせいかつしえん 地域生活支援 きよでんとう 拠点等	せっち しよすう 設置か所数	しよ 1か所	しよ 1か所
	こーでいねーたーの はいちにんずう 配置人数	—	にん 3人
	けんしよう けんとう じっし かいすう 検証・検討の実施回数	かい 1回	かい 1回



(4) 相談支援サービス

		令和4年度 の実績	令和8年度 の見込
計画相談支援	1か月当たりの利用者数	154人	190人
地域移行支援		0.2人	3人
地域定着支援		0人	2人

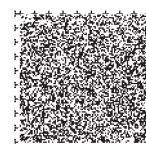
障害児支援の見込量

		令和4年度 の実績	令和8年度 の見込
児童発達支援	1か月当たりの利用者数	58人	100人
放課後等デイサービス		232人	280人
保育所等訪問支援		3人	30人
居宅訪問型児童発達支援		1人	3人
障害児相談支援		50人	70人
医療的ケア児支援コーディネーター	配置人数	0人	1人

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(1) 保健、医療及び福祉関係者による協議の場

		令和4年度 の実績	令和8年度 の見込
協議の場の開催回数	1か年当たりの開催回数	4回	4回
協議の場への関係者の参加者数	1回当たりの参加者数	16人	16人
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1か年当たりの実施回数	1回	1回



(2) 精神障害のある人の地域生活に必要な障害福祉サービス等の利用者数

		令和4年度 の実績	令和8年度 の見込
地域移行支援	1か月当たりの利用者数	1人	3人
地域定着支援		0人	2人
共同生活援助(グループホーム)		25人	48人
自立生活援助		0人	6人
自立訓練(生活訓練)		—	31人

相談支援体制の充実・強化のための取組

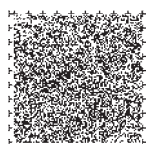


(1) 基幹相談支援センターの設置

		令和4年度 の実績	令和8年度 の見込
総合的・専門的な相談支援の実施	設置の有無	設置	設置

(2) 地域の相談支援体制の強化

		令和4年度 の実績	令和8年度 の見込
基幹相談支援センター	相談支援事業者に対する 指導・助言の件数	12件	12件
	相談支援事業者の 人材育成の支援件数	2件	3件
	相談機関との連携強化の 取組の実施回数	13回	13回
	個別事例の支援内容の 検証の実施回数	—	12回
	主任相談支援専門員の 配置数	—	2人
地域自立支援協議会	相談支援事業所の参画に よる事例検討の実施回数 および参加事業者・機関数	—	6回 11か所
	専門部会の設置数及び 実施回数	—	4部会 25回



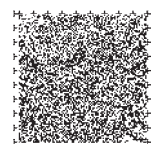
障害福祉サービスの質を向上させるための取組

		令和4年度 の実績	令和8年度 の見込
都道府県が実施する各種研修への参加人数	1か年当たりの参加人数	21人	20人
障害者自立支援審査支払等システムの審査結果の共有体制	実施の有無	実施	実施
指導監査結果の関係市町村との共有体制		検討	一部達成

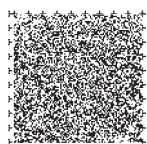
地域生活支援事業の実施に関する事項

		令和4年度 の実績	令和8年度 の見込	
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実施	実施	
自発的活動支援事業		実施	実施	
相談支援事業	障害者相談支援事業	2か所	2か所	
	基幹相談支援センター	設置	設置	
	地域自立支援協議会	実施	実施	
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施	実施	
	住宅入居等支援事業(居住サポート事業)	検討	一部達成	
成年後見制度利用支援事業	1か年当たりの助成件数	3件	5件	
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	検討	実施予定	
コミュニケーション支援事業	手話通訳者の派遣	16人	26人	
	要約筆記者の派遣	1か年当たりの実利用者数	1人	4人
	点訳・音訳支援事業	35人	33人	
	手話通訳者設置事業	1か年当たりの延利用件数	66件	120件
	奉仕員養成研修事業	1か年当たりの登録者数	13人	18人

日常生活用具給付等事業	1か年の給付件数	令和4年度 の実績	1,995件
		令和8年度 の見込	2,178件



			れいわ 令和4年度 じっせき の実績	れいわ 令和8年度 みこみ の見込
移動 支援 事業	こべつ しえんがた 個別支援型	げつ あ 1か月当たりの利用者数、 りよう じかん 利用時間	にん 157人 じかん 1,235時間	にん 220人 じかん 1,500時間
	しえんがた グループ支援型		にん 25人 じかん 148時間	にん 36人 じかん 220時間
ちいき かつどう しえん 地域活動支援センター		じっし しよすう 実施か所数、 ねん あ 1か年当たりの実利用者数	しよ 2か所 にん 189人	しよ 2か所 にん 230人
その 他の 事業	ほうもんにゆうよく じぎょう 訪問入浴サービス事業	げつ あ 1か月当たりの利用者数	にん 11人	にん 15人
	にっちゅういちじ しえん じぎょう 日中一時支援事業	じっし しよすう 実施か所数、 げつ あ 1か月当たりの実利用者数	しよ 5か所 にん 35人	しよ 7か所 にん 46人
	じどうしゃうんでんめんきょしゆとくひじよせいじぎょう 自動車運転免許取得費助成事業	ねん じよせいしやすう 1か年の助成者数	にん 0人	にん 3人
	じどうしゃかいぞうひ じよせいじぎょう 自動車改造費助成事業		ひとり 1人	にん 3人
	じゅうたくせつび かいぜんひ きゅうふ じぎょう 住宅設備改善費給付事業	ねん ちゅうきほかいしゅうきゅうふけんすう 1か年の中規模改修給付件数、 おくないどうせつびせつちきゅうふけんすう 屋内移動設備設置給付件数	けん 2件 けん 6件	けん 6件 けん 5件
	だいがくとうしゅうがくしえんじぎょう 大学等修学支援事業	ねん りようしやすう 1か年の利用者数	—	ひとり 1人
	じゆんかいしえんせんもんいんせいびじぎょう 巡回支援専門員整備事業	ねん じっし けんすう 1か年の実施件数	けん 45件	けん 40件



6 計画の実施と評価

障害のある人の地域生活支援の仕組み

平成28年10月、新たな地域福祉・障害のある人の福祉の拠点として、東大和市総合福祉センターは〜とふるが開設し、主に身体障害のある人・知的障害のある人の地域生活支援の役割を担う場となっています。また、従前から、地域生活支援センターウエルカムでは、主に精神障害のある人の地域生活支援を担っています。

令和2年度から整備を開始した「地域生活支援拠点 ういずねっとi」では、総合福祉センターは〜とふる、地域生活支援センターウエルカム及び市を基幹相談支援センターと位置づけて、地域の様々な社会資源を活用して、面的な整備を進めて、①相談 ②緊急時の受入・対応 ③体験の機会・場 ④専門的人材の確保・養成 ⑤地域の体制づくりの機能の充実を図っていきます。

また、令和元年から発足した「東大和市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進会議」で精神障害のある人の地域生活支援の仕組みを検討していきます。令和6年4月に開設する児童発達支援センターの充実を図るとともに、「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場」の設置についても引き続き検討を進め、障害のある児童の支援体制の強化に努めていきます。

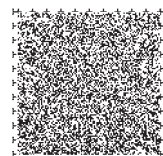
また、地域自立支援協議会や上記の仕組み・会議体等を通して、福祉・保健・医療・教育・企業などの関係機関、サービス事業者、福祉活動を行う地域の団体、NPOなどとの連携・協力を進めて、地域全体で障害のある人の生活を支える体制の構築をめざします。

計画の評価と進行管理

計画に沿った施策の推進を図るために、計画(P L A N)、実行(D O)、評価(C H E C K)、改善(A C T I O N)の「P D C Aサイクル」の考え方を活用し、各年度の事業の実績・進捗について、「東大和市地域福祉審議会」に報告し意見を聴き、計画の進行管理や評価を適正に行います。

また、障害者総合支援法の規定により、障害福祉計画を定め、または変更しようとする場合は、あらかじめ地域自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならないことから、計画策定に当たっては、「東大和市地域自立支援協議会」の意見聴取を行います。

これらの結果を、令和9年度からの次期計画である第4次障害者総合プラン(第7次東大和市障害者計画・第8期東大和市障害福祉計画・第4期東大和市障害児福祉計画)の策定に適切に反映していきます。



しょうがい ひと ちいせいかつしえん
障害のある人の地域生活支援システムのイメージ



市・総合福祉センターは〜とふる・地域生活支援センターウエルカムを、相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターと位置づけて、地域自立支援協議会や相談支援事業所と連携して、障害のある人の地域生活を支える地域生活支援拠点「ういずねっとi」を運営します。障害福祉サービス事業所等がういずねっとiの機能を様々な形で担うとともに、地域の福祉・保健・医療などの関係機関や地域住民と連携しながら、障害のある人が地域で生き生きとした生活が続けられるよう支援します。

また、精神障害や医療的ケア等の個別の課題に対応するためのネットワーク構築についても検討していきます。

だい じ ひがしやまとし しょうがいしゃ そうごう
第3次東大和市障害者総合プラン

だい じ ひがしやまとし しょうがいしゃけいかく だい き ひがしやまとし しょうがいふくしけいかく だい き ひがしやまとし しょうがいふくしけいかく
 第6次東大和市障害者計画・第7期東大和市障害福祉計画・第3期東大和市障害児福祉計画

わかりやすい版

れいわ ねんど ねんど ねんど ねん がつ ほんごう ひがしやまとし
 令和6年度～令和8年度 令和6年3月 発行 東大和市

とうきょうとひがしやまとしちゅうおう
 東京都東大和市中心3-930

へんしゅう ひがしやまとしちいきふくしふしょうがいふくしか
 編集 東大和市地域福祉部障害福祉課

